稚内市立潮見が丘中学校
いじめ防止基本方針

Ⅰ. いじめ防止等のための対策の基底

1. すべての子ども達の健やかな成長のために　「稚内市　市民ぐるみの子育て運動」

潮見が丘中学校の生徒は、子ども達の健やかな成長のため学校・家庭・地域が対話を通してつながる「市民ぐるみの子育て運動」のもと育ってきました。

☆稚内市　市民ぐるみの子育て運動の目的☆

（１）　すべての子ども達の健やかな成長のためには、授業がよく分かり、学校生活が生き生きと楽しく、その学校が地域社会に根付いていること、明るく健康な家庭、思いやりと文化の香りのする平和で豊かな地域社会の存在が必要条件です。

（２）　市民ぐるみの子育て運動は、この条件を創り育てるために教師や学校、家庭や地域の人々が市民ぐるみで一致協力し、相互に作用し合って、それぞれの教育力を総合的に高め合うことを目的とする運動です。

2. すべての子ども達の健やかな成長のために　「いじめ防止対策推進法　第一条　目的」

☆いじめ防止対策推進法　第一条　目的☆

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため・・・（後略）

いじめ行為は、いじめを受けた児童等の安心して安全に生活を送る権利を侵害するものです。その重大化は、生命や身体に重大な影響を与えるものへとつながります。また解消までの長期化は、その後の生活にも影響を残すこととなります。

3. 私たち潮見が丘中学校教職員の決意　「人はつながりの中で生きている、生かされている。」

私たち潮見が丘中学校教職員は、「市民ぐるみの子育て運動」「いじめ防止対策推進法」の目的を根底に据え、すべての子ども達が「つながりの中で自分は必要とされている。」と感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができる力を育む教育活動を推進します・

そして、いじめ行為の未然防止と積極的認知に基づく早期発見・早期解消に組織的に取り組み、重大事案の対応にあたっては関係機関と連携して取り組みます。

Ⅱ. いじめとは？

1. いじめの定義と具体的態様

☆いじめ防止対策推進法　第二条　いじめの定義☆

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを服務。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

次のようなケースがいじめの具体的態様となります。

(ア)　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
(イ)　仲間はずれ、集団による無視をされる。
(ウ)　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
(エ)　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
(オ)　金品をたかられる。
(カ)　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(キ)　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(ク)　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるため直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。その際は、教育的な配慮を十分に行った上で、稚内市教育委員会との連携の上、警察と協力して対応します。

（1）　いじめ行為の捉え

①　いじめを受けた生徒の感情は、恐怖、孤独、絶望、激しい怒り、そして自己否定感などが入り混じった非常に苦しく複雑なものです。そして「保護者に心配をかけたくない。」等の理由で、誰にも相談できずにいることが考えられます。私たちは、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応します。

②　インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

③　嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”“いじり”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。そのため、行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それらがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組むことを大切にします。

④　生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

⑤　「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

⑥　生徒が違いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」等、特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2. いじめ防止等の対策の方向性

（１） いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策はすべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。

（２） いじめ防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とて行います。

（３） いじめの防止等の対策はいじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校・家庭・地域の関係者、稚内市教育委員会との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行います。

☆注意すべき事項☆

（１） いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方は絶対にしません。

（２） 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと早期に解消します。

（３） 生徒が発達段階に応じて、望ましい人間関係を構築、修復していく力を身に付け、自分の人生を舵取りし、持続可能な民主的な社会を築いていく力を育みます。

3. いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっては、次の点に留意します。

（１） いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ます。

（２） いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振るまいを反映した問題であり家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。

（３） いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化することがあります。

（４） いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意義が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

（５） コロナ禍は生徒の人間関係形成能力に影響を及ぼしました。「相手の表情や声のトーンから感情を読み取る非言語コミュニケーションの体験」や学校行事等の中止にともなう「意見の衝突を乗り越える葛藤解決の経験」場面の減少等が挙げられます。また発達段階におけるギャングエイジ期の体験減少も考えられ

ます。

（６）　検索エンジンのアルゴリズム機能で選別された自身の興味のある情報だけにしか触れなくなる状態(フィルターバブル)やSNS等により同じ価値観を持つ人間同士間で特定の意見や思想が増幅していく状態(エコーチェンバー)等の社会的要因。

☆いじめ防止等の要点☆

（１）　Ｎｏ　ｏｎｅ　ｗｉｌｌ　ｂｅ　ｌｅｆｔ　ｂｅｈｉｎｄ～誰一人、孤立させない相談できる関係づくり（生徒と教職員、生徒と保護者、生徒と各種相談窓口）

（２）　一人一人の生徒の願いや希望が大切にされ、活かされる集団づくりや主体的な生徒会活動

（３）　学習性無力感から脱却を図る一人一人が成長や達成感を実感できる「○○し合う授業づくり」

（４）　学校行事等を通した意見の衝突を乗り越える葛藤解決の経験拡充

（５）　ストレスマネジメントや人権学習の充実

（６）　生徒の立場から見える世界をとらえる学校風土アンケート等の実施

（６）　家庭と連携したネット・スマホを正しく怖がり賢く対応できる力の育成

（７）　家族での会話やコミュニケーションを大切にし、子どもが安心できる家庭づくり

（８）　子育てについて学び合い、励まし合うPTA活動の創造

（９）　子ども達が主体性を発揮して、自己有用感を持てる町ぐるみのキャリア教育推進

４．いじめの解消

（１）　いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

☆いじめの解消要件☆

ア　いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

＊　この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず稚内市教育委員会又は潮見が丘中学校いじめ対策防止委員会の判断により、より長期の時間を設定する。

イ　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

①　潮見が丘中学校の教職員は、相当の期間が継続し、安心安全な生活が実現するまで、生徒に寄り添います。期間が経過した段階で組織的に判断を行います。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

②　潮見が丘中学校の教職員は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

（２）　潮見が丘中学校いじめ防止対策委員会では、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

（３）　いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、潮見が丘中学校いじめ防止対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

（４）　いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ます。潮見が丘中学校教職員は、一人一人の生徒が安心して安全に生活を送れるように寄り添います。

Ⅲ. 重大事態

1. 重大事態とは

重大事態とは、次のような状態をさします。

☆いじめ防止対策推進法第二十八条☆

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ニ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（１）　いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態等になった場合、重大事態として捉える必要があります。

なお下記は例示であることから、これらを下回る程度の場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

①　いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 生徒が自死を企図した場合。

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

(イ)　身体に重大な障害を負った場合。

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳しんとうとなった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。（＊）
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。（＊）
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。（＊）

＊の事例については、このようないじめ行為があれば、生徒が心身又が財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉え、対応します。

(ウ)　金品等に重大な被害を被った場合。

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

(エ)　精神性の疾患を発症した場合。

- 病院等にかかり、診断書が出された場合。

② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず迅速に調査します。

いじめ対策フロー図

いじめの認知

遊びや悪ふざけであっても軽視したりせず、**積極的に**いじめを認知すること。
発見・通報を受けた場合は、**組織的に対応**。

市教委へ報告するとともに、関係機関と連携を図ること。

校内いじめ対策委員会（学校）

※いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用すること

（１）調査等による事実関係の把握

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る**情報の収集**（アンケートや教育相談等）と**記録、共有**を行うこと。

・**いじめの情報の迅速な共有**及び**関係児童生徒に対する聴取・調査等**により**事実関係を正確に把握**。

（２）対処プランの策定・実行

・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、**支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定**し、確実に**実行**すること。

市教委
教育局
児童相談所
警察
その他関係機関

稚内市いじめ問題対策委員会（教育委員会）

市教委が、事案の特性や経緯等を含め、いじめの全容解明及びいじめ事案の解消が困難と判断した場合設置する。

（１）質問紙や聴取り等による調査

（２）再発防止策の考察

調査結果の報告

（１）被害児童生徒及び保護者に対する報告

（２）市長への報告

必要に応じた再調査の実施

市長が必要と判断するときは、再調査を実施

再調査結果の報告

（１）被害児童生徒及び保護者に対する報告

調査結果を踏まえた対応

Ⅳ. 潮見が丘中学校の責務

1. 学校の責務

（1） 潮見が丘中学校は、学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開するとともに、いじめ防止等の取組体制の確立と校内研修実施計画の策定、実施します。PDCAサイクルによる方針の点検と見直しを年１回以上行います。

□ 潮見が丘中学校ホームページでの公開
□ 潮見が丘中学校父母と先生の会総会での説明
□ 学級開き・いじめアンケート実施時期における生徒への周知

（2） 潮見が丘中学校は、日頃から、教育活動全体を通じて、「いじめをしない」「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てます。

【上半期１節重点指導事項】 人間関係の力 「仲間とつながり、仲間をつなげる」
【上半期２節重点指導事項】 課題解決の力 「個別最適な学びと協働的な学び」
【下半期３節重点指導事項】 人生設計の力 「地域との出会いから学ぶ」
【下半期４節重点指導事項】 自立の力 「集団的自立」

（3） 潮見が丘中学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を推進します。

【上半期】 学級開き・運動会・絆づくりメッセージ・ウォークラリー・宿泊学習・修学旅行
【下半期】 学校祭・全校人権宣言・卒業証書授与式・進級

（4） 潮見が丘中学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから単にいじめをなくす取組にとどまらす、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

□ 学校研究主題 「確かな学力の定着を図る授業づくり」
研究副題 ～他者と○○し合う姿の追求～
□ 学習の構えと学習性無力感からの脱却

（5） 潮見が丘中学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。

□ 総合的な学習の時間 「地域貢献」と「キャリア学習」を通した自己の生き方の探究

（6）　潮見が丘中学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知をします。

□　年３回の ASESS 及びほっと実施及び分析
□　年３回のいじめ把握のためのアンケート実施及び分析
□　生徒指導研修

（7）　潮見が丘中学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、守り通します。

いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。

□　潮見が丘中学校いじめ防止対策委員会の定例実施・対処プランの策定及び実施
＊いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の活用。

（8）　潮見が丘中学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有してより多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

□　潮見が丘中学校父母と先生の会活動
～子どもとの共有体験を増やし、家族の思い出をつくる活動～
運動会種目・学校祭保護者教職員合唱・氷雪の広場参加
□　潮見地区学校運営協議会と連携したキャリア教育の充実。
□　稚内市子育て運動への参画　～みんなおいでよ！親子ふれあいデー～
～平和折り鶴祭り～
～子育て平和の日記念式典～
～最北端平和マラソン大会～
～子ども会議～

2. 潮見が丘中学校教職員の責務

（1）　生徒への理解を深め、信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、組織的判断のもと迅速に対応します。

（2）　いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を潮見が丘中学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに潮見が丘中学校じめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応に繋げます。

（3）　一人一人の教職員が抱え込まず気軽に相談できるよう教職員間の心理的安全性を確保します。

（４）　いじめが起こらない環境づくりに努めるとともに、自らの言動（いじり・えこひいき・意にそぐわないキャラ付け等）が生徒へのいじめにつながることのないよう留意します。

（５）　生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有する等して、いじめの問題に適切に他央できる実践的指導力を身に付けます。

（６）　双方の当事者の周りの者にとって好ましい集団生活を取り戻すことができるよう、継続した取組を組織的に進めます。

３．家庭との連携～稚内の子育て提言より～

（１）　家庭は生徒にとって心のよりどころです。

㈠　わが子の発達の段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせましょう。

㈡　家での役割を持たせ、家族の一員としての自覚を高めましょう。

㈢　ネット・スマホを正しく怖がり、賢く対応できる力を身に付けさせるために、子どもに目標を持たせてルールを決め、見守りましょう。
　懇談会等で困り感や取組を交流し合いましょう。

㈣　日頃から家庭において、わが子との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努めましょう。把握した場合には、わが子に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めましょう。

㈤　わが子がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともにわが子が同じ過ちを繰り返すことがないよう生徒を見守り支えます。

Ⅴ. 潮見が丘中学校いじめ防止対策委員会

1. 基本方針

潮見が丘中学校は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本特別委員会を設置します。

またいじめ防止等のための対策が体系的かつ計画的に行われるよう、地域の実情に応じた取組やいじめ防止に資する啓発活動、PDCAサイクルによる方針サイクルによる基本方針の点検、見直しを行います。

基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、道の条例、道の基本方針、市基本方針」等を参酌するとともに、必要に応じて市からの情報提供、指導、助言を得ながら進めます。

2. 構成

構成員は、学校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・当該生徒学年部長・当該生徒学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・その他協議の内容に応じて外部の専門家の協力を得た者等とし、管理職のリーダーシップのもと、情報共有を行いやすい体制とします。

(ア) 情報収集班（事実関係の把握）

被害生徒からの訴えに基づき、客観的な事実を迅速に解明する。

役割：複数の教員で構成し、聞き取りの実施、情報の収集・記録、集約を行う。

(イ) 被害生徒ケア班（安全確保と支援）

被害生徒の心身の保護を最優先し、最終的なサポートを行う。

役割：養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、心のケアを実施する。

3. 推進内容

次の内容について推進します。

(ア)　いじめ未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割

(イ)　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(ウ)　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等にかかわる情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ)　いじめにかかる情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴取・調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(オ)　いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

(カ)　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(キ)　学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて、点検、見直しを行う役割

(ク)　「いじめ対策チーム」等の組織による会議を含め、潮見が丘中学校いじめ対策防止委員会の内容を記録し、整理・保管する役割

Ⅵ. アンケート等の保管年限

1. 保管年限

生徒アンケートの結果は、学校にて「５年間」保管します。

2. 保管年限を５年間とする理由

（１）組織としての責任と継続性

アンケート用紙等を単年度で破棄せず、５年間保管することには、教育活動の継続性と責任を明確にするという重要な意味があります。

(ア)　「重大事態」への備えと事実確認

いじめにより生徒の生命や心身に重大な被害が生じた疑いがある「重大事態」が発生した際、過去のアンケート結果は、「いつ、どのような予兆があったのか」を客観的に振り返るための極めて重要な資料となります。過去に遡って実態を正確に把握するため長期保管が法により義務づけられています。

(イ)　組織的な管理体制の徹底

アンケートの結果は担任個人が持つのではなく、「学年部長→生徒指導部長→教頭」という厳格な流れで回収し、学校全体として保管します。これにより、教職員の異動などがあっても情報が途絶えさせることなく生徒の状況を長期的に見守ります。